

# 地方創生『食の魅力』発見商談会2016 出展規約

2016年1月4日

## 1. 規約の履行

地方創生『食の魅力』発見商談会2016は、出展申込社の出展申込書を主催者が受理した時点で、正式な申し込みが完了したものとします。

出展社には、以下に述べる規約および、主催者（リッキービジネスソリューション株式会社と主催銀行）から提示された「出展社募集のご案内」および各主催銀行が出展社を対象に開催する「出展社説明会」等にて配布する「出展マニュアル」の各規定（以下に説明する【6. 展示に関する規約】に一部記載されています）を遵守していただきます。

万一、これらに違反していることが明らかになった場合、主催者は判断根拠などを公表することなく、その時期を問わず出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を命じることができません。出展料は返還いたしません。また、出展の取り消し等によって生じた出展社および関係者の損害も補償しません。

## 2. 出展資格

1) 出展社は主催者が定める「地方創生『食の魅力』発見商談会2016」の開催趣旨に合致する法人および団体とします。

主催者は出展基準にしたがって出展申込書等の提出書類により出展審査を行い、出展申込企業が出展基準を満たしていることを確認する権利を有します。提出書類に虚偽の記載があった場合、主催者は出展を取り消すことができます。

## 3. 出展取り消し

1) 出展社の事情により出展取り消し・解約をする場合は、下記のキャンセル料をお支払いいただきます。

| 取り消し・解約の期日                | キャンセル料    |
|---------------------------|-----------|
| 2016年4月30日(土)から5月28日(土)まで | 出展料の 50%  |
| 2016年5月29日(日)以降           | 出展料の 100% |

出展社が既に支払った金額が上記相当金額を超えている場合は、主催者より超過分から振込手数料を引いた金額を返還します。

## 4. 商談スペースの割り当て

1) 商談スペースは、主催者が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きにより主催各行にて決定します。出展社はその結果に従うものとします。

2) 出展社はいかなる理由があってもその全部または一部を、他社と交換・譲渡・貸与することはできません。

3) 出展申し込みのキャンセル等があった場合、主催者は、説明会等で発表した小間配置の全体レイアウトを変更する場合があります。

## 5. 書類の提出

出展社は、主催者から求められた食品衛生関係、防火関係などのすべての申請書類を指定の期日までに提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出展申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

## 6. 展示に関する規約

1) 当日、会場内で試食・試飲できるのは、事前に食品衛生関係申請書によって申請された法人の商品に限定されます。

2) 出展社は、出展申込書に記載された法人および商品・サービスなどに変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡しなければなりません。

3) 装飾・展示物などの搬入・搬出、展示方法、試飲・試食・サンプル配布等は、「出展マニュアル」に規定された方法を遵守しなければなりません。

4) 出展社は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝などを行うことはできません。

5) 出展社は、熱・臭気・大音量など他社の迷惑となる行為および近隣の展示を妨害する行為をしてはいけません。出展社の行為が他社の迷惑・妨害に当たるかどうかは主催者が判断し、出展の改善・中止を申し入れる権利を有します。出展社はこれに従うものとします。

6) 出展社は、会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

7) 地方創生『食の魅力』発見商談会2016の会期中および会期後に来場者および他の出展社に対して迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはこれらに類する行為）があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止または次回以降の出展申し込み拒否などの申し入れを行う権利を有します。出展社はこれに従うものとします。

8) 出展社は、自社の小間に限って撮影をすることが可能です。自社の小間以外を撮影する場合は、事前に主催者の許可を取るものとします。

## 7. 損害賠償責任

1) 主催者は、いかなる理由によっても出展社およびその従業員・関係者がスペースを利用することによって生じた人または物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、出展社およびその従業員・関係者の不注意などによって展示会場内で生じた人または物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。

2) 主催者は、いかなる理由によっても出展社およびその従業員・関係者が入場者、バイヤー等との間で行なった取引、商談等から発生した損害に対し、一切の責任を負いません。

3) 出展社は、その従業員・関係者の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺建築物・設備に対するすべての損害について、直ちに賠償するものとします。

4) 主催者は、自然災害その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展社および関係者の損害は補償しません。

5) 主催者は、自然災害・交通機関の遅延、社会不安などによって生じた出展社および関係者の損害は補償しません。

## 8. 出展規約の改定

本出展規約は、より良い運営を行うために、主催者の判断により一部変更することがあります。

以上